

資金決済法に基づく利用者保護に関する措置等

利用者資金の保全方法

資金決済法 14 条 1 項の趣旨：

前払式支払手段の所有者の保護のための精度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未払使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済法に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。

・発行保証金保全契約

契約締結金融機関名：株式会社三菱UFJ銀行

無権限取引[※]により発生した損失の補償等の対応方針

※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

・当社は思い出整理パックの紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、その責任を負わないものとします。

・思い出整理パックの紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、その責任を負わないものとします。